

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり

## 2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に営業拠点を有する者であること。
- (3) 内線数 300 回線以上収容の電話交換機の四国管内の官公庁・自治体への納入実績が過去 5 年以内にあること。
- (4) 本業務および工事の管理責任者は、1 級電気工事施工管理技士もしくは 2 級電気通信工事施工管理技士又は監理技術者（電気通信）の資格を有するものが行うこと。
- (5) 施工品質、環境管理、個人情報保護の観点から工事施工を行う業者は、以下の認証を全て取得済であること。
  - ・ I S O 9 0 0 1（国際標準品質保証システム規格）
  - ・ I S O 1 4 0 0 1（環境管理システム国際規格）
  - ・ I S O / I E C 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS））  
又は J I S Q 1 5 0 0 1（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）への適合によるプライバシーマーク
- (6) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (7) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札時に入札書及び委任状（代理人が参加する場合）を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、別記 3 のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、別添入札書様式により、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに

当該代理人の氏名及び押印。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (14) 入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めた一ヶ月当たりの金額を記載することとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札公告等により入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は別記2のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員（以下、「立会職員」という。）を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本契約に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の例による。

#### 5 入札保証金の免除

入札参加者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する場

合がある。

- (1) 保険会社との間に愛媛県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき（保険証書で確認する。）。
- (2) 過去2年間に於いて2件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

## 6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 賃貸借契約名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 賃貸借契約等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、立会職員に、これに代わつてくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約に必要な書類を愛媛県に提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

## 9 契約保証金の免除

契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する場合がある。

- (1) 保険会社との間に愛媛県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（保険証書で確認する。）。
- (2) 過去2年間に於いて2件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

## 10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない）に契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 11 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 12 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた本契約に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 13 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

## 14 その他必要な事項

- (1) 別記3により提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否について開札日前日までに提出者に通知する。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本契約に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (3) 契約事務担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地は、別記4のとおり。

## 【別記】

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県松山庁舎電話交換機更新業務
- (2) 委託業務及び数量  
愛媛県松山庁舎における電話交換機の更新一式
- (3) 委託期間  
契約成立日の翌日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 委託業務の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (5) 委託業務の履行場所  
愛媛県松山市北持田町132番地  
愛媛県松山庁舎
- (6) 入札方法  
(2)についての総価で行う。

### 2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出方法及び受領方法  
開札日時に開札場所にて提出すること。  
郵送（簡易書留に限る。）で提出する場合は、開札日時必着とする。
- (2) 開札の日時及び場所  
日時 令和8年6月30日（火）10時00分  
場所 愛媛県松山庁舎6階第1会議室

### 3 入札書のほかに提出する書類等について

- (1) 提出場所  
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係
- (2) 提出方法及び受領期限  
持参又は郵送により、公告日から令和8年6月24日（水）午後5時まで。
- (3) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 誓約書
  - ウ 営業拠点等が確認できる資料（会社のパンフレット等）
  - エ 過去5年間に、四国管内の官公庁・自治体への内線数300回線以上の電話交換機を納入した実績が確認できる書類
  - オ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類（2件以上）別添「入札（契約）保証金について」参照
  - カ 1級電気工事施工管理技士もしくは2級電気通信工事施工管理技士又は監理技術者（電気通信）の資格を有することが確認できる書類
  - キ 以下の認証を全て取得済であることが確認できる書類
    - ・ISO9001（国際標準品質保証システム規格）
    - ・ISO14001（環境管理システム国際規格）
    - ・ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））  
又は JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）への適合によるプライバシーマーク

提出部数：各1部

### 4 契約事務担当者等

- (1) 担当者 三好
- (2) 部局名 愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係
- (3) 所在地 愛媛県松山市北持田町132番地
- (4) 電話番号 (089)941-1111（内線303）又は(089)909-8750